

福島市新学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

令和4年2月28日

福島市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）
第7条の規定に基づき、福島市新学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、同法
第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和4年2月28日

福島市長 木幡 浩

<目次>

| | |
|---|-------|
| 1. 事業概要 | - 1 - |
| (1) 事業名称..... | - 1 - |
| (2) 公共施設の管理者名称..... | - 1 - |
| (3) 本事業の目的..... | - 1 - |
| (4) 事業の基本的内容..... | - 1 - |
| ① 施設内容..... | - 1 - |
| ② 事業方式..... | - 1 - |
| ③ 事業期間..... | - 1 - |
| ④ 事業の範囲..... | - 1 - |
| 2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価 | - 2 - |
| (1) コスト算出による定量的評価..... | - 2 - |
| ① 前提条件..... | - 2 - |
| ② 定量的評価の結果..... | - 3 - |
| (2) 定性的評価..... | - 4 - |
| ① 一括発注による事業の効率化..... | - 4 - |
| ② サービスの質の向上・維持..... | - 4 - |
| ③ リスク分担の明確化による事業の安定運営..... | - 4 - |
| 3. 総合的評価 | - 4 - |

1. 事業概要

(1) 事業名称

福島市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者名称

福島市長 木幡 浩

(3) 本事業の目的

市の学校給食施設は、開設後30年以上経過した施設が多く、建物と設備の劣化や「学校給食衛生管理基準」への対応が課題となっている。

このような課題を踏まえて、市では「福島市学校給食長期計画」を策定し、老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センター移行により、新学校給食センターを整備することとしている。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(4) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・事業用地：福島市飯坂町平野字扇田8番地周辺
- ・敷地面積：約12,700 m²
- ・供給能力：最大10,000食/日

② 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務

- (f) 調理備品等調達業務
- (g) 事務備品調達業務
- (h) その他関連業務（交付金申請等業務、近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 附帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) 調理備品等保守管理・修繕業務（調理備品等更新を含む）
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務
- (g) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (h) 警備業務
- (i) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の検収補助、衛生管理、洗浄業務等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 残渣・廃棄物処理等業務
- (d) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援、学校で行う食育の帯同を含む）
- (e) その他関連業務（光熱水使用量等管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来方式で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を従来方式で市が実施した場合の市の負担額と、PFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費は加味していない。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

| 区分 | 市が従来手法で実施する場合 | P F I 方式により実施する場合 |
|--------------|---|---|
| 市の財政負担額の主な内訳 | ①初期整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④給食運営費 ⑤地方債の償還金及び支払利息 ⑥基金借入返済金及び支払利息 | ①初期整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④給食運営費 ⑤地方債の償還金及び支払利息 ⑥基金借入返済金及び支払利息 ⑦その他の経費 S P C 経費等 ⑧公租公課 |
| 共通条件 | ○設計・建設期間：25ヶ月間 ○開業準備期間：2ヶ月間 ○維持管理・運営期間：15年間 ○割引率：0.388%（インフレ率等を勘案） | |
| 初期整備費 | ・モデルプラン及び類似給食センターの実績に基づき設定 | ・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定 |
| 維持管理費 | ・類似給食センターの実績を踏まえて設定 | ・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定 |
| 給食運営費 | ・類似給食センターの実績を踏まえて設定 | ・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定 |
| 資金調達に関する事項 | ・交付金 ・地方債 ・基金 ・一般財源 | 【民間事業者】 ・市からの一括払分 【市】 ・交付金 ・地方債 ・基金 ・一般財源 |

② 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 6.84 %削減されるものと見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

② サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

③ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において約6.84%の削減効果が見込まれる。また、サービスの質の向上などの定性的評価も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。